

市民後見人養成・支援

弁護士 小此木 清

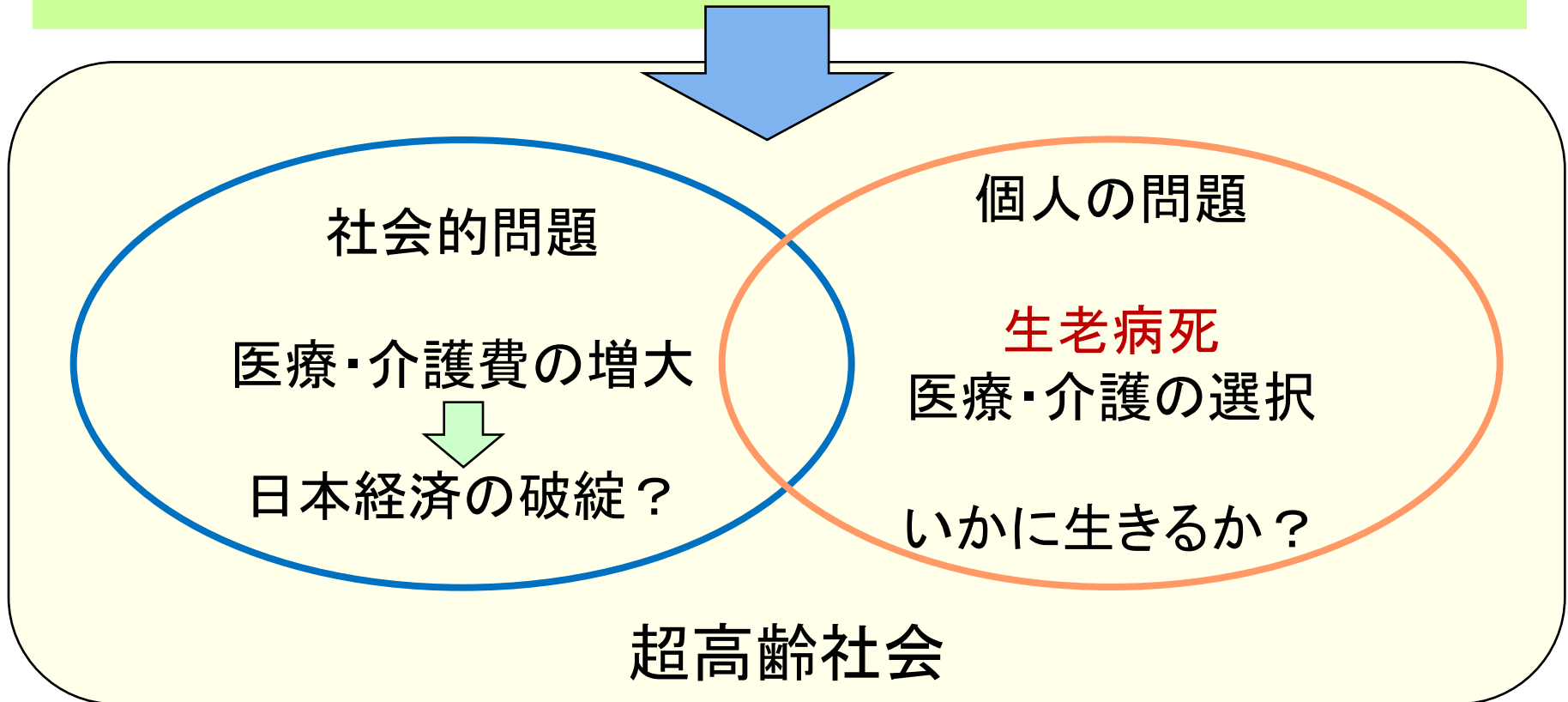


目次

- I 問題の所在
- II 成年後見とは
- III 任意後見とは
- IV 市民後見とは
 - 1. 市民後見人
 - 2. 市民後見人を必要とする背景
 - 3. 市民後見人養成・支援～モデル事業～
 - 4. 市民後見人養成の流れ
- V 在宅高齢者への支援～今後の活動～

I 問題の所在

介護と後見の社会化



高齢者の尊厳を維持するために

- 2000年以前、高齢者の福祉サービスの利用は、行政処分の反射的利益を受ける措置。
- 問題点①「社会的入院(治療でなく介護を目的とした、医療機関への長期入院)」問題、②家族介護の限界、③老人福祉法に基づく「措置」による福祉サービス提供の限界。
- 2000(平成12)年4月、「介護の社会化」により、新しい介護保険制度運用
- 介護保険の目的は、**高齢者が尊厳を維持し**、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと(介護保険法第1条)。
- 人は、加齢によって、食事、入浴、排泄等の介護、機能訓練、看護、療養上の管理等の医療を要する。しかし高齢者は、要介護状態となっても**地域で自立した生活**を送りたい。
- 介護保険制度は、高齢者がその心身の状況や生活環境に応じて介護サービスを自ら選んで受けるという目的。

高齢者問題の代理決定権システムの欠如

- ① 現行法上の後見人の権限との関係
 - 財産管理の内容
 - 身上監護の内容
 - ← 現行法上に限界のあることの確認
- ② 被後見人等の自己決定権・医療を受ける権利を侵害しかねない。
 - 医療同意権を持つ者の指名制度
 - 対象となる医療行為の選別
- ③ 心理的負担
 - 被後見人の生死に関わりたくない。
 - ↓ ↑
 - 身上監護業務の充実
- ④ 医療同意の迅速性との関係
- ⑤ 市民後見人の問題



Ⅱ 成年後見

1. 成年後見制度とは

本人単独では財産管理，身上監護の契約
をすることが出来ない場合。

本人の援助，本人に代わって手続をする人を選び，
財産管理・身上監護の契約を間違いないようする。

それが，成年後見制度

成年後見の件数(平成21年)

データ名	数値
65歳以上の高齢者人口	約2900万人
総人口約1億2751万人に占める割合	22.7%
認知症高齢者数	約200万人
後見・保佐・補助申立件数	2万7397件

ドイツでは、総人口8200万人中、世話人利用者が120万人

2. 成年後見の種類

区分	本人の判断能力	援助者	
後見開始	不能 (小学校2年生以下)	成年後見人	監督人を選任する場合有り
保佐開始	特に困難 (小学校6年生以下)	保佐人	
補助開始	やや困難 (中学生程度)	補助人	
任意後見	<p>本人の判断能力が不十分になったとき</p> <p>↓</p> <p>本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って</p> <p>↓</p> <p>任意後見人が本人を援助する制度。</p> <p>↓</p> <p>家裁が任意後見監督人を選任時、効力が発生する。</p>		

3. 手続の流れ



4. 思うに～後見は本人のためにはあるはずだが・・・？～

後見人となった者は、財産管理をし、残余財産を推定相続人に引き渡す。



これでは、本人の生活環境は向上しない。



後見の目的は、本人の財産を用いて本人が快適な生活の下、老いてゆくこと

今の後見は、本人にとっては不利益？

利用者（被後見人）の健康配慮を 規定する民法858条の解釈

- 固有の身上監護権限・義務否定説であっても，成年後見人は，善管注意義務の一環として，健康配慮をする。
 - a 「健康診断等の受診，治療・入院等に関する契約の締結，費用の支払等」
 - b 「本人の住居の確保に関する契約の締結，費用の支払等」
 - c 「老人ホーム等の入退所に関する契約の締結，費用の支払等及びそこでの処遇の監視・異議申立て等」
 - d 「介護を依頼する行為及び介護・生活維持に関連して必要な契約の締結，費用の支払等」
 - e 「教育・リハビリに関する契約の締結・費用の支払等」

医療同意の問題

- 現行法は、成年後見人の医療同意権を認めていない。
- 理由として、成年後見の場面における医療侵襲に関する決定・同意という問題は、一時的に意識を失った患者の場合と同様に、決定・同意権者、決定・同意の根拠・限界等について社会一般のコンセンサスが得られていない。
- しかし、医師は、医的侵襲行為を行うにあたり、家族が存しない場合には、後見人に手術同意を求めている。
- 現状、後見人は、通常 of 患者がその手術を受けるかどうか決断をするときに必要な知識に基づいて判断の上、医師から同手術の説明を受けた旨の但し書きを記載した上で、署名に依拠している。
- この同意については、法的根拠のあるものではないので、早急に法的措置が必要となっている。

専門職後見人による 健康への配慮について

- 専門職後見人による，成年後見実務における健康への配慮は乏しい。
- 家庭裁判所における報酬査定は，推定相続人による相続争いの前哨戦として，被後見人の財産管理を弁護士に求めているため，財産管理業務に対する評価である。
- 健康配慮業務への評価は乏しい。例えば，身上監護を重視する弁護士が，要介護認定に対し，認知症への評価が不十分であるとの理由で異議申し立てをし，介護度を大幅にアップさせ，介護を確保したとしても，報酬上全く評価されなかった。

親族後見人による 健康への配慮について

- 家庭裁判所の問題意識は、親族後見人による管理財産の不正取得をいかに防ぐかにある。
- 2012年2月に導入された後見制度支援信託は、被後見人の財産を信託させ、後見人が不正支出しないようにするための方策であり、健康への配慮に対する支出は、手続上さらに複雑化している。
- 親族後見人が健康への配慮をすることは、後見という法的問題の外にあり、家族間の倫理にすぎない。

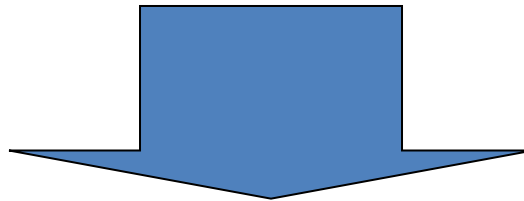
今後の後見人が目指すべきこと

- 後見業務として、財産管理と並ぶ健康配慮が評価されなければならない
 - 後見人の健康配慮とは、客観的な視点からみた利用者の生活の質(クオリティ・オブ・ライフ:QOL)の維持・向上を目的とした活動である。
- ① 資産保全型管理から資産活用(消費)型管理への転換
 - ② 一般的見守り活動の義務づけ
 - ③ 利用者のニーズ変化に対する積極的対応の義務づけ



Ⅲ 任意後見

本人が契約締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったとき、後見事務の内容と後見する人(任意後見人)を、自ら事前の契約(公正証書)によって決めておく制度。

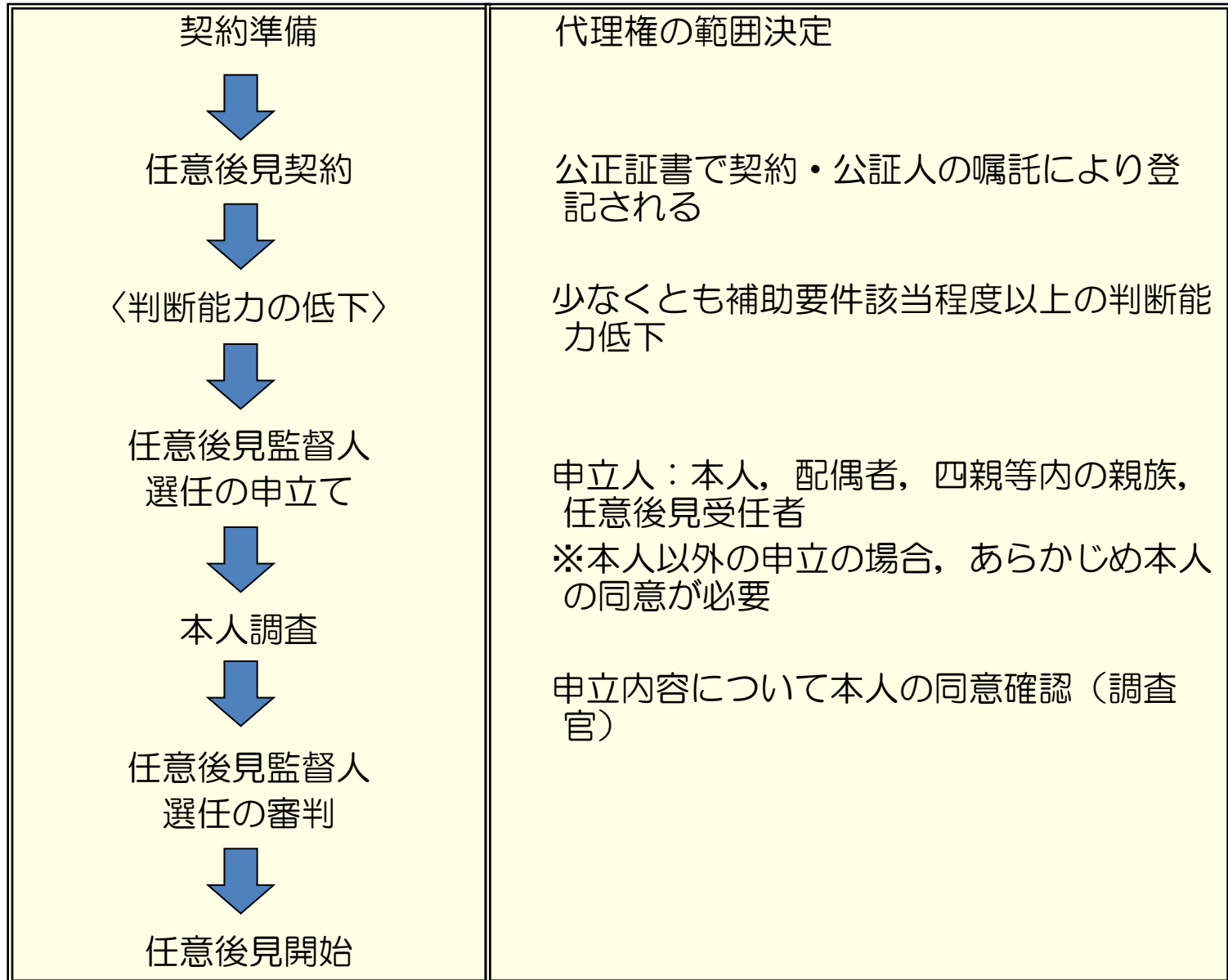


将来判断能力が不十分になっても、最後まで自分らしく生きるために、「事前に老後に備えたい」と考える

高齢者のニーズに応える制度。

任意後見が高齢者の尊厳(自己決定)に資する!

任意後見開始までの手続き



任意後見契約の実情

(1) 登記件数

平成12年～平成22年3月までの累計

約4万2000件

平成21年度

8032件

(2) 平成20年度中に

任意後見監督人が選任され後見開始 441件

※ ドイツでは、
現在100万人が登録。
そのうち20万人が任意後見人として
活動中(平成21年現在)。





IV 市民後見とは

1 「市民後見人」

→認知症の高齢者や知的障害者ら，判断能力が不十分な成年者を保護するため，地域の一般市民が本人に代わって，介護保険契約の締結などを行うこと。

- 「市民」つまり，①地域社会で生活する住民，②その生活の中から物事を考え，③地域の人たちと関係を築き，④共に地域で暮らしていく人たちを養成する。
- 市民後見人の素養は，地域社会での生活の延長線上で，高齢者の立場(尊厳)に立って，その人の生活を支援するために何が最善なのかを考えることのできることである。

～市民後見人として期待される方～

1. 認知症高齢者(尊厳)や障害者の理解ができている方
2. 福祉サービスの概要を理解している方
3. 権利擁護をよく理解し、倫理観の高い方
4. 成年後見制度を理念から
後見事務まで理解している方
5. 高崎市民で、「社会貢献・地域貢献」として、
活動してくれる方

2. 市民後見人を必要とする背景

- ①認知症高齢者で日常生活自立度Ⅱの人が10年度の208万人から25年度には323万人に増える。
- ②高齢者単独世帯も10年度の466万世帯から25年度には673万世帯へと急増する。
- 早急に対策を必要とする社会構造の変化が見えてきた。
- しかし親族や専門職後見人がその役割を担うだけでは、こうした変化には対応できない。

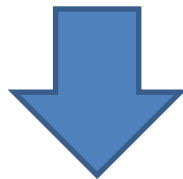
※ 日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少なりとも見られても、誰かが注意していれば自立できる。例えば、たびたび道に迷う。買い物ができない。金銭管理ができない。服薬管理ができない等。

社会的背景～単身世帯の急増～

平成元年前後から、とみに
少子高齢化が急激に進む。

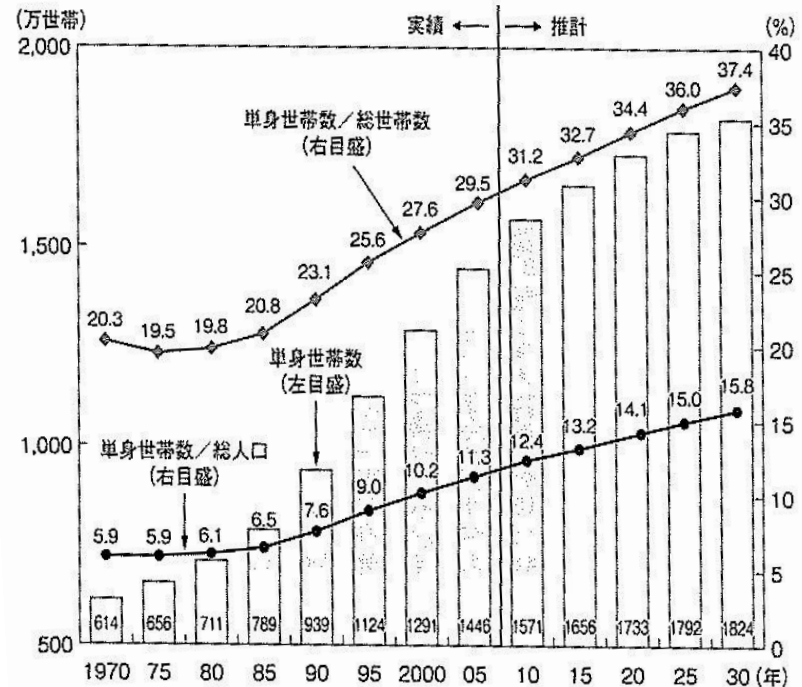


晩婚化，未婚化の進行。
離婚の増加。



「単身世帯」と「夫婦二人世帯」
が急増。

図表1-4：単身世帯の全体的動向 —1970年からの長期的推移—



(資料) 2005年までの実績値は、総務省『国勢調査』。2010年以降の「単身世帯数」「総世帯数の推計」は、国立社会保障・人口問題研究所編『日本の世帯数の将来推計（全国推計）——2008年3月推計』。また、2010年以降の「総人口」の推計は、国立社会保障・人口問題研究所編『日本の将来推計人口（2006年12月推計）』（出生中位、死亡中位推計）に基づく。上記資料により、筆者作成。

3. 市民後見人養成・支援 ～モデル事業～

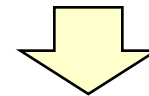
平成23年度，
全国37市区町村が実施。

希望者に市民後見人として業務を行うのに欠かせない法的知識，技能，倫理に研修などを実施，適任者を家裁へ推薦している。

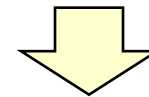
この業務を社会福祉協議会やNPO法人へ委託。

※ 群馬県では玉村町がモデル事業

後見業務は，日常的に諸々の法的問題解決を要する



地域における継続性ある
専門職による後見支援組織が
必要



整備されているか？

市民後見人制度推進のために

- 国及び地方公共団体は、
 公費負担の下で、一貫体制を構築すべき。
- ①**公的責任**の下での市民後見人制度整備
- ②中核拠点設置による養成・支援・監督など
 一貫した組織的支援体制の整備
- ③市民後見人養成における**研修内容**の充実
- ④中核拠点における**専門職との連携**の必要性
- ⑤市民後見人の積極的役割、
 及び地域社会への制度の**啓発活動**
- ⑥**成年後見ネットワーク構築**
 及び地域権利援護システムの確立

市民後見を支える仕組み

①養成

②就任支援

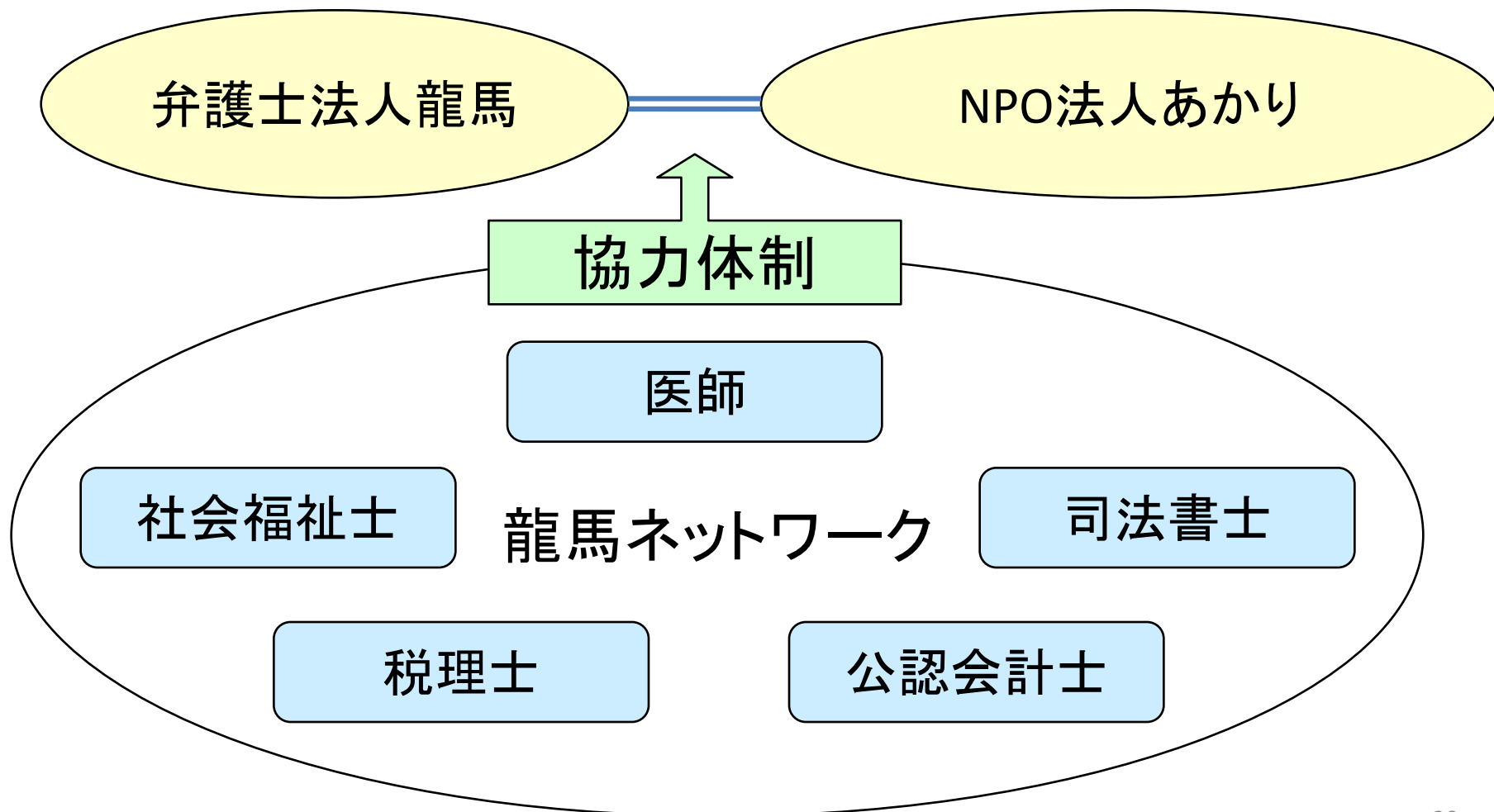
③活動支援(継続研修)

④中核組織(NPO法人+龍馬)

⑤行政の役割

(老人福祉法32の2)

市民後見人支援 ～中核拠点を目指して～



龍馬の活動

～市民後見人のバックボーン～

認知症になる前に

- 事前指示書
- ホームロイヤー契約
- 財産管理契約
- 任意後見契約
- 遺言

会社を守る

老後資金確保

- 遺言信託・事業承継
- リバースモーゲージ

相続法の仕組み

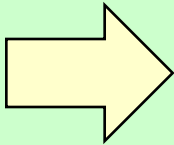
争族を防ぐ知識

- 相続
- 遺産相続

高齢者を守る仕組み

- 消費者被害
- 虐待対応
- 成年後見

4. 市民後見人養成の流れ

- ①養成講座受講者募集（NPOメンバー含む）
- ②基本講座受講
- ③終了後，専門研修受講意思確認
- ④専門講座受講  終了後，意思確認
- ⑤登録者選考委員会を経て，バンク登録

(1) 市民後見人養成基本講座(例)

科目	内容
1市民後見について	市民後見人の役割・地域福祉・権利擁護の理念
2成年後見制度	法の理念と制度内容, 後見事務について
3高齢者問題	群馬県における人権問題など
4法定後見の申立の流れ	申立から後見等開始までの流れ
5福祉サービスと社会資源	関連福祉サービス, 関係機関との連携
6対象者の理解	認知症, 知的障害, 精神障害についての理解
7後見人の職務(1)	身上監護, 財産管理等具体的な業務
8後見人の職務(2)	後見人から学ぶ(体験に基づく話など)
9まとめ	事例検討(グループワーク)・次期の実務講習

(2) 市民後見人バンク

「市民後見人バンクへの登録」

- 養成講座(基礎・実務)修了者の登録希望者に対し、登録者選考委員会が判断。

(弁護士, 司法書士, 社会福祉士の専門職)

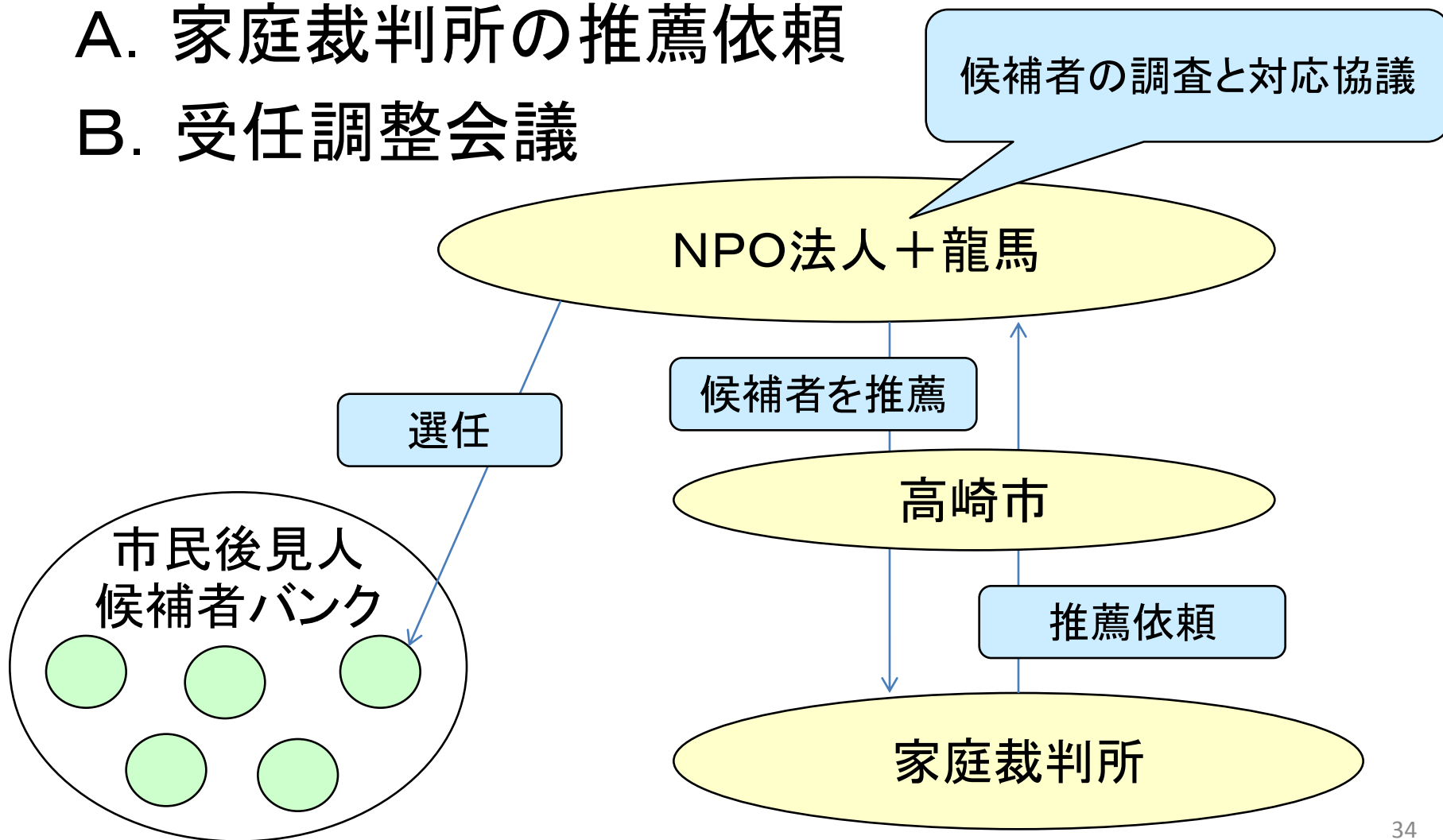
「登録者の活動」

- ①研修(地域における実務講習)
- ②事例報告・検討会
- ③専門職からの助言
- ④事例発表会と登録者・受任者との間での後見活動に対する意見や質問

(3) 市民後見人の選任

A. 家庭裁判所の推薦依頼

B. 受任調整会議



(4) 市民後見人受任調整の基準

ア 受任可能な事案

- ① 複雑な法律関係や紛争が絡まない
- ② 本人の家族や親族等，本人を養護する者の存在がない

イ 受任不適切事案

- ① 本人に対する家族や養護者からの虐待や第三者の権利侵害などの対応が予定されている
- ② 家族，親族同士が係争関係
- ③ 多額の財産管理や不動産収入等の管理が予定されている
- ④ 不動産等の処分が予定されている
- ⑤ 相続手続等，専門的な知識を要する法律行為が予定されている，など

(5) 市民後見人の活動支援

1. 選任直後の活動への支援

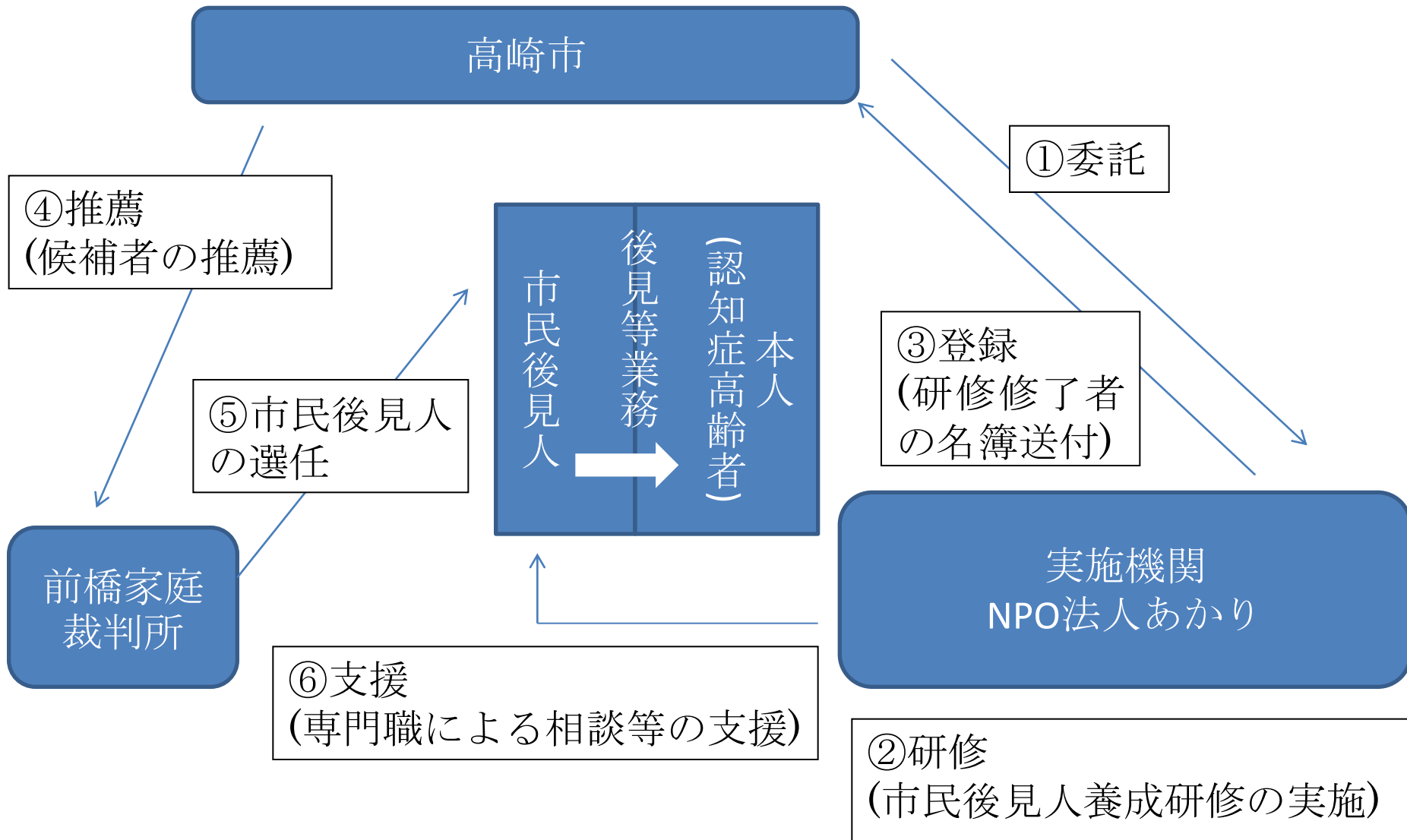
- ① 財産目録の作成等
- ② 家庭裁判所への報告



専門職の相談・サポート

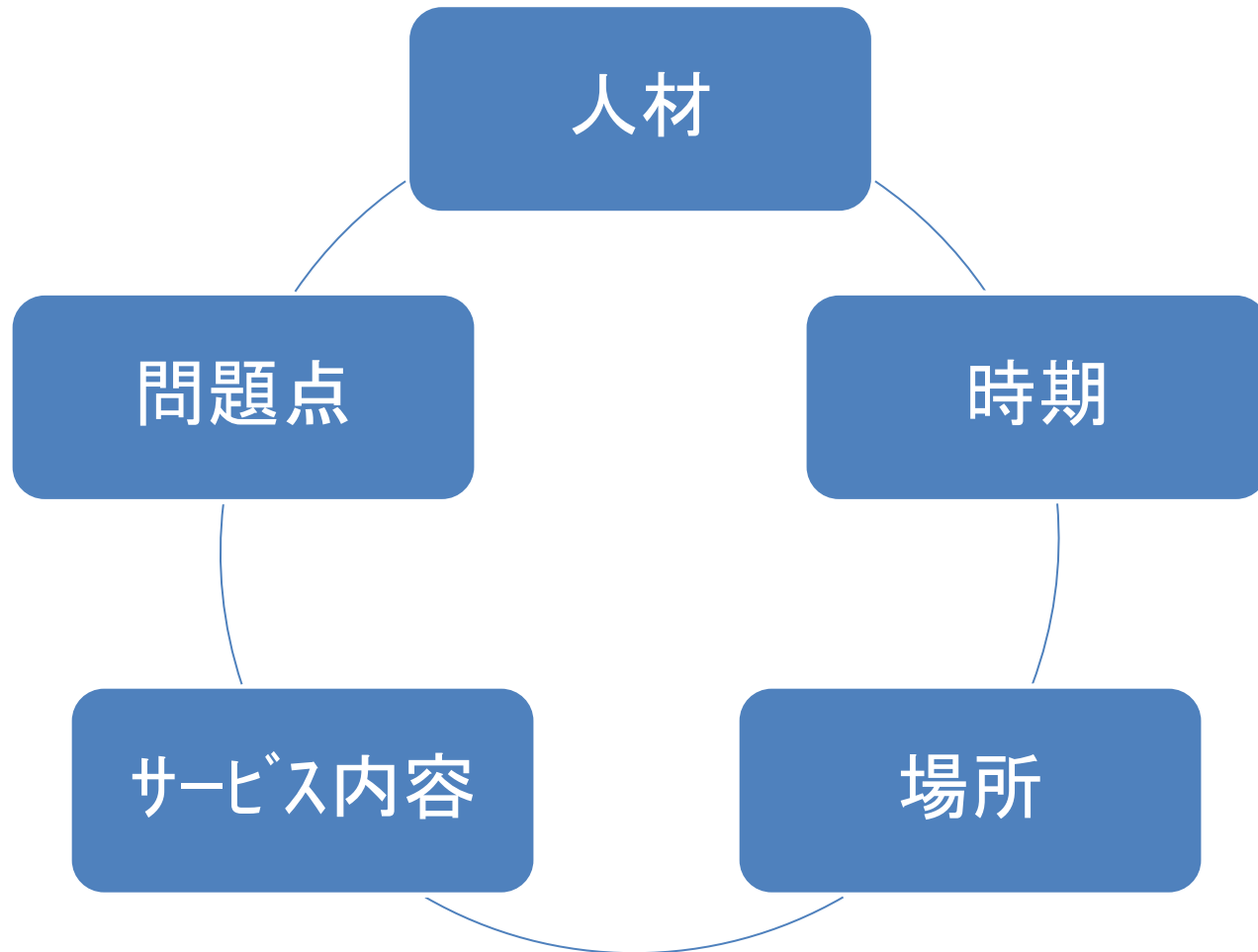
2. 後見活動へのリスクの対応 ～損害賠償責任保険～

市民後見人活用図





V 在宅高齢者への支援 ～今後の活動～



快適に老いる

多角的視点

人と人とのつながり

終末期

時間

経営

医療

介護事業者側

権利擁護

後見人

高齢者

倫理

情

家族

財産

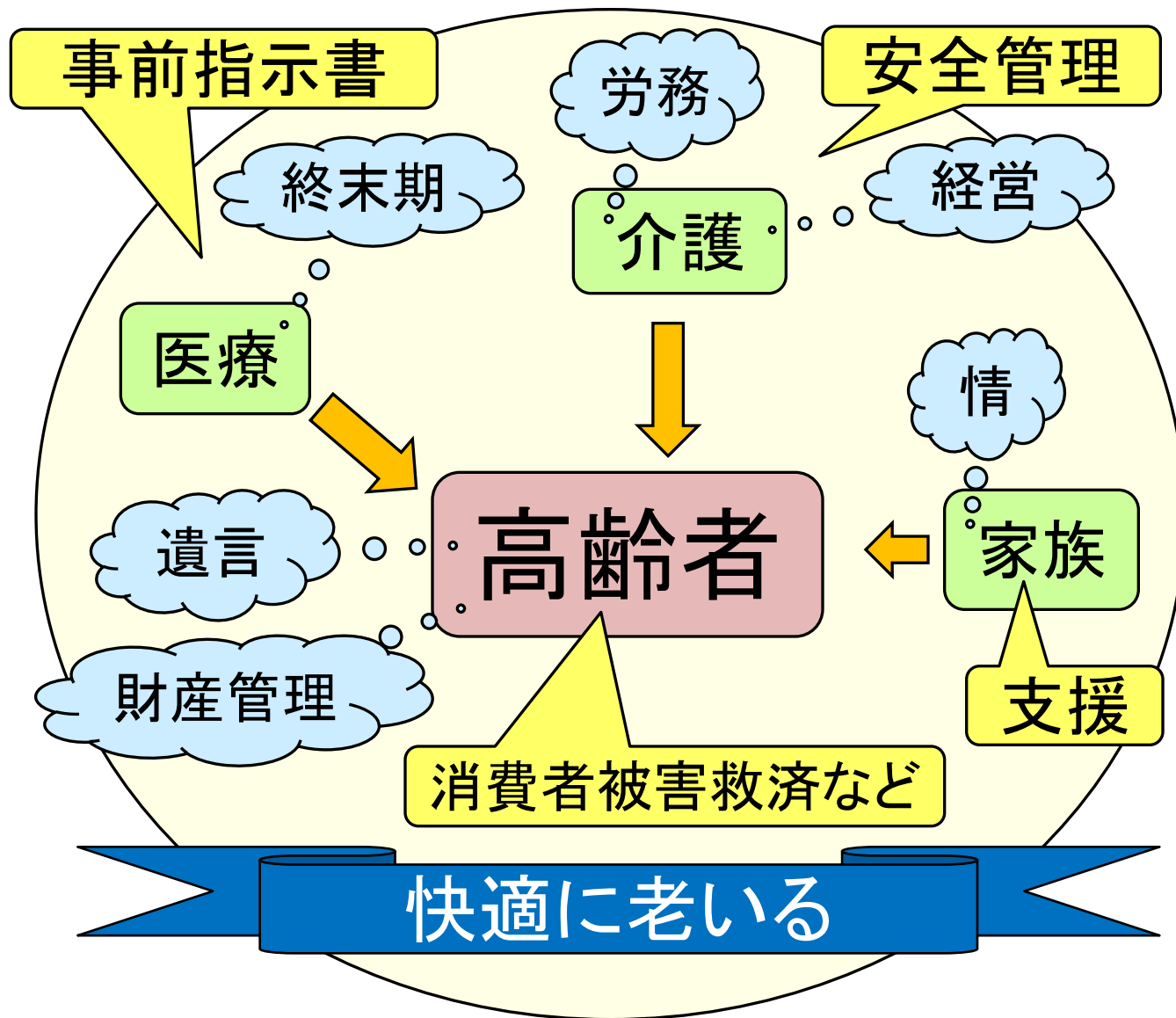
介護保険

コストの問題

市町村(行政)

家裁

関係者がストレスを持たないために



1. 人材



在宅高齢者への支援目的のために、

- ① 法的手続をする法律専門家
- ② 高齢者介護を担当する専門職
(認知症ケア専門士・介護支援専門員など)
- ③ 事務局

の三位一体で対応する。

具体的には、NPO法人あかりで、市民後見人を養成し、支援する。

2. 時期



- 2012年，NPO法人あかり，市民後見人の養成講座を設置する。
- 2013年，前橋家裁に市民後見人の登録名簿を提出，後見人の選任を受ける。
- 2014年，専任事務局及び支援監督の運営施設設置。

3. 場所

- NPO法人あかり及び
弁護士法人龍馬ぐんま事務所。



4. 高齢者が必要とするサービス内容

- ① 一人暮らし高齢者への生活支援。
- ② 遠距離にいる親族への連絡・報告。
- ③ 介護認定への立会。
- ④ 介護サービス契約，施設への入所契約。
- ⑤ 病院への入退院手続。
- ⑥ 金銭管理。
- ⑦ 認知症ケアその他介護への対応など。



※ 今までの後見人では，ここまでのサービスの提供ができない。

5. 問題点 ～市民後見人～

① 費用 公費とボランティアか？～財政的基盤～

② 高齢者への周知方法。

③ 公的機関との対応。

←担当者に理解の差異大。

④ 親族間に対立がある。

←専門職後見人が対応。



在宅介護による経済活性化

- 在宅介護は、金と労力の戦いである。
- 介護保険だけでは、在宅介護は到底困難。
- なぜなら、自宅改築を要するし、衣類や食費は自費であり、家族はヘルパーに等しい労力と時間を求められる。
- 必然、在宅介護が可能な高齢者は、そのための消費を行わなければならない。
- 介護事業は活性化し、リフォーム業は潤い、関連産業も活性化する。

★ NPO法人あかり

〒370-3511 高崎市金古町1221番地

電話:027-393-6669 FAX:027-393-6664

★ 弁護士法人龍馬 ぐんま事務所

〒370-3511 高崎市金古町1221番地

電話:027-372-9119 FAX:027-372-2210

